

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第111号

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則

京都市南部区画整理事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第3条第2項中「、担当課長補佐」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第4条中「、所長補佐、担当課長補佐」を削る。

第5条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その他土地区画整理事業の実施に関する事。ただし、施行地区内の工事が完了した後の土地区画整理事業に関するものに限る。

第6条中「、担当課長補佐」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)